

○組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額の算定の基準（平成二十年総務省告示 第二百四十四号）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第十条に規定する総務大臣の定める基準は、次に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一般会計等の負担等見込額の算定方法が取り決められている場合 当該取り決められている算定方法により算定した額

二 一般会計等の負担等見込額の算定方法が取り決められていない場合 組合の会計ごとに、次に定める会計の区分に応じ、それぞれ次に定める算式により算定した額

イ 公営企業会計以外の会計

算式

$A \times B$

算式の符号

A 当該年度の前年度の末日における当該会計に係る地方債の現在高

B 地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第6条の総務大臣が調査した負担金又は補助金の額の算定方法に従って算定される当該組合の会計ごとの地方債の元利償還金に対する地方公共団体の一般会計等からの負担金等の額を当該会計ごとの地方債の元利償還金の額で除して得た数値の当該年度前3か年度の平均値

ロ 公債出業公債

算式

$A \times B$

算式の符号

A 当該年度の前年度の末日における当該会計に係る地方債の現在高

B 地方債に関する省令第6条の総務大臣が調査した負担金又は補助金の額の算定方法に従って算定される当該組合の会計ごとの地方債の元利償還金に対する地方公共団体の負担金等の額に、同

条の総務大臣が調査した負担金又は補助金の額の算定方法に従って算定される当該会計ごとの地方債の元利償還金に対する地方公共団体の負担金等に対する一般会計等からの負担金等の割合を乗じて得た額を当該会計ごとの地方債の元利償還金の額で除して得た数値の当該年度前3か年度の平均値